

家庭系ごみの有料化制度評価報告書 (答申案)

平成 3 0 年 1 月

秋田市廃棄物減量等推進審議会

－目次－

【はじめに】	1
1 排出量の抑制	2
2 再生利用の促進	3
3 処理手数料相当額の使途の活用	4
(1) 家庭ごみの減量等のための対策事業その他の環境対策事業	5
(2) 処理施設の整備等の関連事業	5
(3) 地域振興基金（手数料相当額の残余積立分）	6
(4) 使途の公表	8
4 住民の意識改革	8
5 管理経費の削減等	9
6 不適正排出や不法投棄の防止	10
【終わりに】	12

<添付資料>

- ・家庭系ごみの有料化制度導入による意識調査結果
- ・秋田市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（敬略称）
- ・家庭系ごみの有料化制度に係る評価について（諮問）
- ・家庭系ごみの有料化制度に係る評価に関する審議経過

【はじめに】

家庭系ごみの有料化制度（以下「本制度」という。）実施前においては、家庭から排出される資源化物を除く一人1日当たりの排出量は、平成14年度の660gをピークにほぼ横ばいで推移しており、19年度以降は減少傾向に転じたものの、当時の秋田市一般廃棄物処理基本計画で掲げていた22年度までの減量目標である556gとは乖離している状況にあった。

こうした状況を背景に、本審議会は、15年2月に秋田市から「ごみの減量をさらに進めるための方策」について諮問を受け、その答申において、ごみ減量に有効な手法の一つである家庭ごみの有料化について、公平性や市民意識等を総合的に勘案しながら、積極的に検討を進めるべきとした。

また、21年11月には、「家庭系ごみの有料化」について諮問を受け、市民意見聴取等を実施しながら半年以上にわたって6回におよぶ審議を重ね、22年7月に「家庭系ごみの有料化は、経済的動機付けが働くことによりごみの減量が図られる有効な手法であることから、市民の理解と協力のもとに実施する必要がある。」との答申をしたところである。

その後、秋田市では、24年7月から本制度を実施し、25年度には、24年度まで延長した当時の減量目標を達成するとともに、現在は、新たな減量目標の達成に向けて各種減量施策を展開している状況にある。

この度、秋田市では、本制度実施から5年が経過しようとしていることから、本制度を評価する適当な時期と判断し、本審議会に対して「家庭系ごみの有料化制度に係る評価」について諮問したものであり、本審議会では、本制度に対する評価項目として、秋田市において本制度実施の目的や導入することによって得られる効果としていた「排出量の抑制」「再生利用の促進」「処理手数料相当額の使途の活用」「住民の意識改革」「管理経費の削減等」のほか、実施の際に懸念されていた「不適正排出や不法投棄の防止」について審議してきたところである。

本審議会としては、これまでの議論等を踏まえ、以下のとおり本制度の状況について評価するとともに、その課題解決に向けた方向性について答申するものである。

1 排出量の抑制

秋田市では本制度実施の目的の一つとして、処理手数料を徴収する家庭ごみの減量が図られるとしており、平成24年7月から実施した本制度によって、22年度までに達成するとしていた減量目標556gを25年度に達成するとともに、その後も、排出量は緩やかではあるが減少傾向にあり、排出量の抑制効果は維持できていると考えられる。

【課題と解決に向けた方向性】

国では、20年3月に第二次循環型社会形成推進基本計画を策定し、「一人1日当たりの排出量を27年度までに12年度比で約20%減(660g→528g)」を掲げ、さらに25年5月には、第三次同計画において「一人1日当たりの排出量を32年度までに12年度比で約25%減(660g→500g)」を掲げているところである。

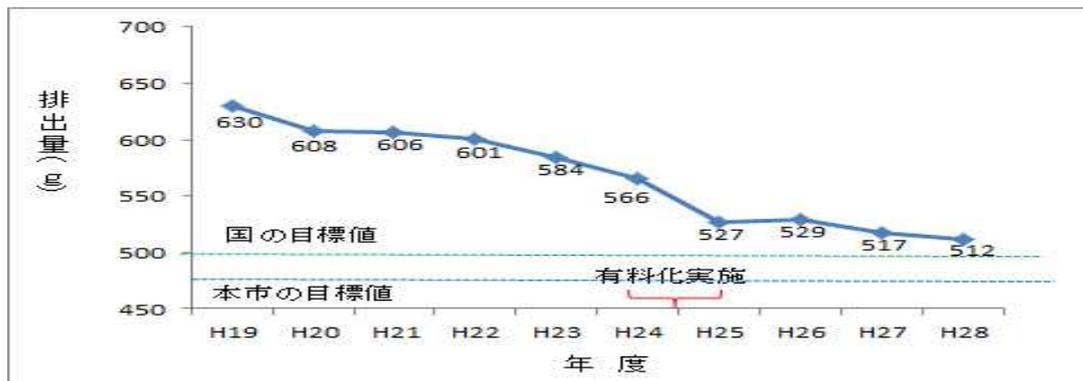
なお、同計画は循環型社会形成推進基本法に基づき概ね5年ごとに見直しされることから、30年5月頃には第四次同計画が策定されるとともに、新たな減量目標が示されることとなる。

このような状況を踏まえ、秋田市では、27年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画において、新たな減量目標の一つとして「一人1日当たりの排出量を37年度までに25年度比で約10%減(527g→480g)」を掲げているものの、本制度導入当初に比べ、排出量の削減効果は鈍化している傾向にあることから、現行の本制度を維持しつつ、これまで以上に減量施策を実施することにより、削減効果を高める必要がある。

【一人1日当たりの家庭系ごみ排出量の変遷】

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
家庭ごみ	624g	603g	602g	596g	579g
粗大ごみ	6g	5g	4g	4g	5g
資源化物	172g	159g	151g	144g	149g
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
家庭ごみ	561g	522g	525g	513g	508g
粗大ごみ	5g	5g	5g	4g	4g
資源化物	161g	161g	153g	144g	138g

【家庭系ごみ（資源化物を除く。）一人1日当たりの排出量の変遷】



2 再生利用の促進

秋田市では本制度実施の目的の一つとして、資源化物を処理手数料徴収の対象ごみから外すことで、分別促進によるリサイクルの向上が図られるとしている。

秋田市の行っている家庭ごみ組成調査によると、有料化実施前年度である23年度は家庭ごみ1袋あたりに混在している資源化物の割合が12.8%であるのに対して、28年度は11.9%に減少しているものの、27年度以降は増加傾向に転じており、必ずしも十分な効果は得られていない。

【課題と解決に向けた方向性】

家庭ごみのさらなる減量のためには、家庭ごみに混在する資源化物を適正に分別して排出する必要がある、今後は、家庭ごみに混在している資源化物の大半を占める紙類に重点を置き、市民それぞれの生活習慣や住宅環境も踏まえつつ、分別を促進させるための効果的な啓発の方法について研究するとともに、これまで以上に分かりやすく適正分別の周知・啓発を実施する必要がある。

【家庭ごみ一袋あたりに含まれる資源化物の割合】

19年度	21年度	23年度	24年度	25年度	26年度
15.0%	12.7%	12.8%	12.2%	11.7%	10.4%
27年度	28年度				
11.7%	11.9%				

【家庭ごみ一袋あたりに含まれる資源化物の割合の内訳】

	19年度	21年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
紙 類	14.1%	11.6%	11.7%	10.8%	10.3%	9.1%	10.4%	10.9%
空き缶	0.2%	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.2%	0.2%	0.1%
空き瓶	0.3%	0.6%	0.5%	0.7%	0.5%	0.5%	0.7%	0.5%
PET	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%
金属類	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%

3 処理手数料相当額の使途の活用

秋田市では本制度実施の目的の一つとして、将来の施設整備の財源や環境施策を充実させることとしており、本制度実施により、処理手数料と同額の一般財源（処理手数料相当額）をこの目的のために活用できるとしている。

秋田市では、本制度により収入した処理手数料は、塵芥処理費の一部に全額充当しており、このことによって充当額と同額の処理手数料相当額が他の事業に活用できることとなり、その一般財源は本来、使途の制限がないものの、優先的に環境施策等に活用することとしている。具体的には、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例において、おおむね2分の1を処理施設の整備等の関連事業に要する経費に、その余の額を家庭ごみ減量のための対策事業その他の環境対策事業に要する経費に充てることとし、その内訳については、予算案の提出および決算の認定の都度、市の広報紙やインターネット等により公表することとしている。

なお、平成27年度の家庭ごみの処理に要した費用は約23億円（※1）であり、本制度によるごみ処理手数料収入は約4億6千万円となっている。

※1…平成27年度の家庭ごみ収集運搬費用に、家庭ごみの溶融・埋立処分に要した費用をごみの重量で案分して算出したものを加算したもの。

(1) 家庭ごみの減量のための対策事業その他の環境対策事業

処理手数料相当額のうち、一般廃棄物処理施設整備基金に積立てている金額を除き、残りは、家庭ごみの減量のための対策事業その他の環境対策事業に要する経費に充当しているが、充当するに当たっては、殊更にもその用途の範囲を拡大させることのないよう「秋田市家庭ごみに係る処理手数料相当額の用途等に関する指針」を設け、公益性や重要性等を個別に考慮することとしている。

家庭ごみの減量のための対策事業として「生ごみ減量促進事業」「資源化物の祝日収集」「ごみ集積所巡回事業」等に、その他の環境対策事業として地球温暖化防止対策に資する「住宅用太陽光発電普及促進事業」や「地域E S C O（エスコ）事業」のほか、「PCB廃棄物実態調査」等に係る経費に充てている。

【課題と解決に向けた方向性】

処理手数料相当額のうち、その他環境対策事業と比べ家庭ごみの減量のための対策事業に充当している費用が少ない年度が多く、ごみの削減効果が鈍化傾向にあることを踏まえると、今後は、ごみ減量対策を効果的に進めるための施策を検討するとともに、処理手数料相当額を積極的に充当し、施策を充実させていく必要がある。

【家庭ごみ減量対策等事業とその他環境対策事業に充当した金額の割合】

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ごみ減量対策等事業	50.8%	47.0%	44.5%	45.4%	53.2%
その他環境対策事業	49.2%	53.0%	55.5%	54.6%	46.8%

(2) 処理施設の整備等の関連事業

秋田市のごみ処理施設の一つである溶融炉は、平成14年度から稼働しており、1日230tの処理能力を持つ炉を2炉設置している。この施設の建設費用は約255億円（当初建設費用は約205億円、能力増強費用約50億円）であり、約80億円（当初の交付金等は約70億円）を国の交付金等で賄っているものの、建設には多額の費用を要した。

この施設の更新時期は44年度を想定しており、更新に当たっては多額の費用を要することとなるが、将来世代の負担の軽減を図るため、処理手数料相当額のおおむね2分の1を一般廃棄物処理施設整備基金に積立てており、将来の施設更新時の財政負担の軽減が期待できる。

さらに、ごみ処理量の減少により、新しい施設の処理能力を小さくすることができれば、建設費用も少なくすることが期待できる。

【課題と解決に向けた方向性】

施設の更新時には多額の費用を要することとなり、将来世代の負担を軽減するためにも、引き続き処理手数料相当額からの積立てを行うほか、今後、中間処理施設や最終処分場の更新等に係る費用を適正に把握しつつ、将来的に、積立額と更新等に必要と想定される費用との乖離を避けるために、積立額の増額等について検討する必要がある。

【ごみ処理手数料と一般廃棄物処理施設整備基金積立て状況】

	手数料	積立額	運用益	基金累計
24年度	451,978,750円	225,989,375円	—	225,989,375円
25年度	457,082,650円	228,541,325円	176,529円	454,707,229円
26年度	488,361,150円	244,180,575円	254,483円	699,142,287円
27年度	462,651,300円	231,325,650円	311,151円	930,779,088円
28年度	456,403,050円	228,201,525円	333,062円	1,159,313,675円

(3) 地域振興基金（手数料相当額の残余積立分）

秋田市では、「秋田市家庭ごみに係る処理手数料相当額の用途等に関する指針」において、決算における手数料相当額の残余分を後年度の家庭ごみの減量のための対策事業その他の環境対策事業に活用するため「地域振興基金」に一時的に積み立てることとしており、これまで「商店街街路灯LED化推進事業」や「市営住宅共用部照明LED化事業」、「古紙ステーション回収システム支援経費」、平成28年12月から実施している「水銀含有ごみ分別処理経費」に充当している。

【課題と解決に向けた方向性】

これまで処理手数料相当額の残余積立分の多くをその他の環境対策事業に充てるため取り崩しているが、ごみの削減効果が鈍化傾向にあることを踏まえると、今後は、ごみ減量対策を効果的に進めるための事業等の費用として積極的に活用していく必要がある。

また、将来の処理施設の整備等に必要な経費の程度に応じて、国の交付金や一般廃棄物処理施設整備基金のほか、地域振興基金も活用することや、今後の手数料相当額の残余额を地域振興基金ではなく一般廃棄物処理施設整備基金に積み立てていくこと（基金の一本化）を検討すべきである。

【地域振興基金の積立額と充当状況（決算ベース）】

	積立額	充当額	事業内容
25年度	86,789千円	—	—
26年度	68,222千円	1,599千円	商店街街路灯LED化推進事業 【その他環境対策事業】
27年度	58,209千円	697千円	商店街街路灯LED化推進事業 【その他環境対策事業】
		3,194千円	市営住宅共用部照明LED化 【その他環境対策事業】
28年度	42,668千円	6,917千円	市営住宅共用部照明LED化 【その他環境対策事業】
		12,322千円	水銀含有ごみ分別処理経費 【その他環境対策事業】
		2,857千円	古紙ステーションシステム支援経費【ごみ減量対策事業】
28年度末累計積立額：228,302千円			

【地域振興基金の29年度の充当状況（予算ベース）】

事業内容	充当額
秋田市民交流プラザLED化【その他環境対策事業】	2,611千円
大森山公園LED化【その他環境対策事業】	9,250千円
森林環境保全整備【その他環境対策事業】	10,494千円
森林整備地域活動支援事業【その他環境対策事業】	2,775千円
造林事業【その他環境対策事業】	8,351千円
バス停広場照明設備LED化【その他環境対策事業】	2,438千円
充当額累計	35,919千円

(4) 使途の公表

秋田市では、同条例や同指針の規定に基づき、予算・決算の都度、広報紙やホームページにおいて、処理手数料を全て塵芥処理費に充当していることや家庭ごみ減量のための対策事業その他の環境対策事業に充当している処理手数料相当額の使途を公表し、見える化を図っている。平成27年度決算や29年度予算については、ホームページ上において、各事業をより詳細に記載するなど、分かりやすい表記に努めているところである。

【課題と解決に向けた方向性】

秋田市の行ったアンケート調査の結果、処理手数料や処理手数料相当額の使途について、知らない、分かりにくいといった意見があったことから、公表について多様な媒体を活用することを検討するとともに、引き続き分かりやすい表記となるよう工夫し、周知を図る必要がある。

4 住民の意識改革

秋田市では、有料化制度実施による効果として、市民のごみの減量やリサイクルに対する関心が高まり、ごみになりにくい製品の選択や過剰包装を断るなど、環境にやさしいライフスタイルへの見直しにつながるとしている。

秋田市の行ったアンケート調査では、約7割の市民が本制度により3Rへの意識が高まったと回答しており、排出量も減少傾向にあることから、3Rに対する市民の意識に変化が見られた。

【課題と解決に向けた方向性】

ごみ削減効果が鈍化傾向にあることや、アンケート調査において、3Rの意識が高まらないと回答した理由として「ごみ処理手数料の負担が気にならない」「ごみの減量・リサイクルに関心がない」「分別に手間がかかる」が挙げられていることを踏まえ、3Rの必要性・重要性について啓発を強化していく必要がある。

5 管理経費の削減等

秋田市では、ごみ排出量の減少に伴い、ごみ集積所からの収集運搬に係る費用やごみの処分に係る費用が低減されると見込んでいたものの、収集運搬費用については、世帯数の増加によりごみ集積所の設置数が増加傾向にあることや、約6,500箇所のごみ集積所からできる限り早い時間に収集しなければいけないことから、現状の排出量では、収集運搬車両を減らすことは難しい状況にあり、費用の低減には至っていない。

一方、処分費用については、労務単価の増額による委託費用のかかり増しや平成25年度から27年度までの溶融炉の大規模修繕等により微増傾向にあるものの、ごみの減量に伴って抑制されたコークス使用量に係る燃料費は削減されている。28年度のコークス使用量は約6,178tで有料化を開始した24年度と比較して約1,812t削減されており、コークス単価の違いはあるが、約1億1千880万円削減されている。

また、ごみの減量によって最終処分場の延命化が図られているほか、コークス使用量の削減に伴い、28年度の二酸化炭素排出量は、24年度比で5,700t削減されている。

【課題と解決に向けた方向性】

収集運搬費用については、ごみ集積所の増加等の要因があり、費用の低減については難しい状況にあるものの、将来的には低減されるよう、引き続きごみの減量に努める必要がある。

【コークス使用量と購入費用】

	24年度	25年度	26年度	27年度
コークス使用量 (t)	7,990	8,167	7,647	7,176
コークス購入費用 (千円)	267,529	285,709	233,274	202,657
コークス単価 (前期) (円/kg)	33.075	36.645	32.832	28.242
コークス単価 (後期) (円/kg)	31.185	35.490	27.108	25.488
	28年度			
コークス使用量 (t)	6,178			
コークス購入費用 (千円)	148,734			
コークス単価 (前期) (円/kg)	19.742			
コークス単価 (後期) (円/kg)	28.674			

6 不適正排出や不法投棄の防止

秋田市では、本制度の実施に当たって懸念された不適正排出や不法投棄の防止に向けた対策を強化しており、本制度の仕組みやごみの分別方法を詳細に記載した「ごみの分け方・出し方手引き」を全戸配布するとともに、不適正排出に対する調査・指導を行うため、ごみ集積所パトロールを開始し、不適正排出された件数は減少傾向にある。

また、不法投棄についても、監視カメラの増設やパトロールの強化等により減少傾向にある。

【課題と解決に向けた方向性】

不適正排出や不法投棄は減少傾向にあるものの、依然として散見される状況にある。

負担の公平性の確保等の観点からも、引き続きパトロール等を実施し、不適正排出および不法投棄の防止に努める必要がある。

【ごみ集積所パトロール個別指導件数およびシール貼付枚数】

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
個別指導件数	196件	200件	88件	46件	22件
シール貼付枚数	2,086枚	6,401枚	5,694枚	4,322枚	3,421枚

【不法投棄件数】

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
不法投棄件数	305件	291件	295件	249件	197件
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
不法投棄件数	116件	107件	77件	64件	40件

【終わりに】

家庭系ごみの有料化制度については、本制度の目的である排出抑制効果や導入することによって得られるとされていた効果が現れていると認められる。また、制度導入にあたって懸念された不適正排出や不法投棄も減少傾向にある。一方で、制度導入から5年が経過し、排出量の削減効果の鈍化や一般廃棄物処理施設整備基金の積立額のあり方等、新たな課題も生じている。

秋田市においては、今後、本答申をもとに、課題解決のための施策の具体化に取り組んでいくことを期待する。

なお、本審議会としては、今後、本答申で取りまとめた課題に対する各種施策の有効性について検証することが必要である。したがって、今回の検討から5年を目途に制度評価を再度行うことが適当である。

また、本制度に起因する看過し難い課題が発生した場合や、循環型社会の形成に資する取組の推進等により、新たに本制度を見直すことが必要であると判断される場合には、本審議会において、本制度見直しに係る審議を行うこととすべきである。

資料

家庭系ごみの有料化制度導入による意識調査結果

秋田市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

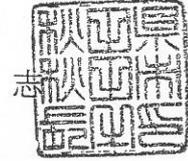


平 2 9 環 推 第 1473 号

平 成 2 9 年 6 月 2 9 日

秋田市廃棄物減量等推進審議会会長 様

秋田市長 穂 積



家庭系ごみの有料化制度に係る評価について（諮問）

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第48条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

家庭系ごみの有料化制度に係る評価について

2 諮問理由

本市では、平成22年7月に貴審議会からいただいた「家庭系ごみの有料化について」の答申を十分に踏まえて、24年7月から家庭系ごみの有料化制度を実施し、現在、新たな減量目標の達成に向け、各種減量施策を展開しているところです。

そのような状況の中、本制度の実施から5年が経過しようとしており、本制度を評価する適当な時期であると判断し、家庭系ごみの有料化制度に係る評価について諮問いたします。

3 答申希望時期

平成30年1月下旬

家庭系ごみの有料化制度に係る評価に関する審議経過

1 審議会開催日程と審議内容

(1) 第1回審議会

ア 開催日

平成29年6月29日（木）

イ 審議内容

- ・家庭系ごみの有料化制度に係る評価のスケジュール
- ・家庭系ごみの有料化制度の評価について
- ・家庭系ごみの有料化制度実施（平成24年7月）までの経緯
- ・家庭系ごみの有料化制度の目的と主な内容について
- ・家庭系ごみの有料化制度実施による効果と課題
- ・家庭系ごみの有料化制度導入による意識調査票について

(2) 第2回審議会

ア 開催日

平成29年10月19日（木）

イ 審議内容

- ・家庭系ごみの有料化制度導入による意識調査結果
- ・家庭系ごみ有料化制度の効果と課題解決に向けた方向性の整理

(3) 第3回審議会

ア 開催日

平成30年1月17日（水）

イ 審議内容

- ・これまでの審議における委員のご意見と答申（案）への反映について
- ・家庭系ごみの有料化制度評価報告書（答申案）